

財務省告示第五百十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年六月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年七月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第六十 二回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の条項及びその適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	額面金額で二百三十九億円
五	発行額	二百三十九億四千七百八十万円
六	払込金額	五万円
七	最低額面金額	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
八	振替単位	額面金額百円につき百円二十銭
九	発行行	平成十五年六月二十日
十	発行行の格	額面金額百円につき百円二十銭
十一	利行の価	年〇・八パーセント
十二	初期利率	平成十五年十二月二十日を支払

期とし、次の算式により算出し、た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{借付金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十	十	十	十		十
七	六	五	四		三
払	払	元	償	償	後
込	場	利	還	還	の
期	所	金	金	金	期
日		支	額	限	子
					以
平	日	額	平	る	い
成	本	面	成	利	て
十	銀	金	三	子	、
五	行	額	十	を	そ
年		百	五	の	の
六		円	年	日	以
月		に	六	前	前
二		つ	月	六	六
十		き	二	月	月
日		百	十	間	間
		円	日	に	に
				属	属
				す	す
				お	お
				十	十